

でガ割007

2026年11月1日実施

日本瓦斯株式会社

料金その他の供給条件の内容

でガ割 007

この料金その他の供給条件（以下「供給条件」といいます。）は、当社の電気需給約款〔低圧〕またはでガ割でんき〔電気単独〕（以下これらを総称して「需給約款」といいます。）と合わせて適用され、当社のホームページ等に表示します。記載のない事項および用字用語については、需給約款の定めるところによります。

この供給条件と需給約款で異なる定めをした場合は、この供給条件の内容が需給約款に優先するものとします。

1 対象となるお客さま

需給約款の適用を受け、電灯または小型機器を使用され、需給約款で定める当該一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といい、栃木県、群馬県、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県および静岡県〔富士川以東〕を供給区域とする一般送配電事業者に限ります。）が定める託送供給等約款（以下「託送約款」といいます。）の電灯標準接続送電サービスまたは電灯時間帯別接続送電サービスの対象となるお客さまで、当社との協議が整ったお客さまを対象とします。

2 供給条件の変更

(1) 当社は、お客さまの利益に適合する場合またはこの供給条件の目的に反しない次の場合に、この供給条件を変更することがあります。この場合、変更後の供給条件が適用されることをお客さまに承諾していただきます。変更例は以下のとおりですが、これらに限るものではありません。

(変更例)

- イ 当該一般送配電事業者が定める託送約款の変更または法令の制定もしくは改廃により、この供給条件を変更する必要がある場合
- ロ 違法、不法行為または不当行為を防止するための禁止事項の追加または権利の制限

- ハ サービスの品質を維持するための料金の見直し
- (2) この供給条件を変更するときは、検針票または当社ホームページ、電磁的方法または紙面により、この供給条件を変更する旨、変更後の内容およびその効力発生時期等をお知らせいたします。
- (3) 当社は、この供給条件を廃止することがあります。この場合、当社は、あらかじめ当社のホームページ等を通じて廃止日をお客さまにお知らせいたします。

3 定 義

- (1) 非化石証書
再生可能エネルギーに由来する電気の非化石価値を顕在化し、取引を可能にするための証書をいいます。
- (2) 昼間時間
毎日午前7時から午前0時までの時間をいいます。
- (3) 夜間時間
昼間時間以外の時間をいいます。

4 二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）

- (1) でガ割 007 は、再生可能エネルギー指定の非化石証書を 100%使用し、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）がゼロの電気を供給いたします。
- (2) (1)に関わらず、以下の場合は、非化石証書の適用が 100%とならないこと、または CO2 排出量が実質的にゼロとならないことがあり、これによりお客さまに生じた損害について、当社は賠償の責を負わないものいたします。
- イ でガ割 007 をご契約のお客さまの使用電力量が当社の計画を超えて急増し、あらかじめ当社が調達した非化石証書の量を上回った場合
- ロ 非化石証書の調達状況が悪化した場合
- ハ 天災地変、戦争、法令の制定または改廃その他当社の責めに帰すべからざる事由が発生した場合

5 でガ割 007

(1) でガ割 007[アンペア契約]

イ 対象となるお客さま

契約電流が 30 アンペア以上であり、かつ、60 アンペア以下であるお客さまを対象といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款に定めるところによるものといたします。

ハ 契 約 電 流

(イ) 契約電流は、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。

(ロ) 当該一般送配電事業者は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置（以下「電流制限器等」といいます。）または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、お客さまにおいて使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、当該一般送配電事業者は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款〔低圧〕別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）（3）によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気需給約款〔低圧〕別表 2（燃料費調整）（1）ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基 本 料 金

基本料金は、1 月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約電流 30 アンペア	1, 176. 18 円
契約電流 40 アンペア	1, 568. 24 円

契約電流 50 アンペア	1, 960. 30 円
契約電流 60 アンペア	2, 352. 36 円

(ロ) 電 力 量 料 金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

定額料金	1 契約につき最初の 100 キロワット時まで	3, 165. 00 円
従量料金	100 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36. 43 円
	200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40. 75 円

b 夜間時間

1 キロワット時につき	36. 18 円
-------------	----------

(2) でガ割 007[k V A 契約]

イ 対象となるお客さま

原則として、契約容量が 6 キロボルトアンペア以上のお客さまを対象といたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式、供給電圧および周波数は、託送約款に定めるところによるものといたします。

ハ 契 約 容 量

契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、電気需給約款〔低圧〕別表 3（契約容量および契約電力の算定方法）(1)により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。また、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。

ニ 料 金

料金は、基本料金、電力量料金および電気需給約款〔低圧〕別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、電気

需給約款〔低圧〕別表 2 （燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額を加えたものといたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき次のとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額といたします。

契約容量 1 キロボルトアンペアにつき	392.06 円
---------------------	----------

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量によって算定いたします。

a 昼間時間

定額料金	1 契約につき最初の 100 キロワット時まで	3,165.00 円
従量料金	100 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時につき	36.43 円
	200 キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	40.75 円

b 夜間時間

1 キロワット時につき	36.18 円
-------------	---------

6 使用電力量の算定

- (1) 使用電力量は、託送約款等に定めるお客さまの供給地点に係る 30 分ごとの接続供給電力量といたします。
- (2) 料金の算定期間の時間帯別の使用電力量は、時間帯別に、30 分ごとの使用電力量を、料金の算定期間において合計した値とし、その端数は、小数点以下第一位で四捨五入いたします。また、料金の算定期間の使用電力量は、料金の算定期間の時間帯別の使用電力量を合計した値といたします。

7 料金の算定

料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。

- (1) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合
- (2) 契約メニュー、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合

8 日割計算

- (1) 当社は、7（料金の算定）(1)または(2)の場合は、次により料金を算定いたします。

イ 基本料金は、別表 1（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。

ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。ただし、定額料金および料金適用上の電力量区分については、別表 1（日割計算の基本算式）(1) ロおよびハにより日割計算をいたします。

ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて算定いたします。

ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 7（料金の算定）(1)の場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。

また、7（料金の算定）(2) の場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

9 その他

- (1) 料金適用開始の日以降 1 年目の日までは、原則としてこの契約メニュー以外のメニューに需給契約を変更することはできません。
- (2) その他の事項については、需給約款に定めるところによるものといたします。

附 則

附 則

1 実 施 期 日

この供給条件は、2026 年 11 月 1 日から実施いたします。

2 この供給条件の実施にともなう料金の切替措置

5（でガ割 007）の料金は、この供給条件の実施日を含む料金の算定期間から適用いたします。

別 表

1 日割計算の基本算式

(1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。

イ 基本料金を日割りする場合

$$1 \text{ 月の該当料金} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

といたします。

ロ 定額料金を日割りする場合

(イ) 基本料金に準ずるものといたします。

(ロ) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$\text{定額料金適用電力量} = 100 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、定額料金適用電力量とは、(イ)により算定された定額料金が適用される電力量をいいます。

(ハ) (ロ)に規定する定額料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

ハ でガ割 007[アンペア契約]またはでガ割 007[kVA 契約]の従量料金の料金適用上の電力量区分を日割りする場合

$$(イ) \text{ 第1段階料金適用電力量} = 100 \text{ キロワット時} \times \frac{\text{日割計算対象日数}}{\text{計量期間等の日数}}$$

なお、第1段階料金適用電力量とは、100 キロワット時をこえ 200 キロワット時までの 1 キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。

(ロ) (イ)に規定する第1段階料金適用電力量の単位は、1 キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 電気の供給を開始し、または需給契約が消滅した場合の(1)イ、ロおよびハにいう計量期間等の日数は、次のとおりといたします。

イ 電気の供給を開始した場合

開始日を含む計量期間等の日数といたします。

ロ 需給契約が消滅した場合

消滅日の前日を含む計量期間等の日数といたします。